

第122回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年4月19日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和3年4月19日(月)午後1時53分
- 3 閉会の日時 令和3年4月19日(月)午後3時17分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事監 真田 明彦 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 花房 弘治	参事 佐藤 孝司 総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当係長 三浦 諭
---	--

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について(地上権の設定)
 (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (5) 転用事業計画変更承認申請について
- 別紙 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有者の移転)
 別紙 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 別紙 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
 別紙 (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)
 (10) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 令和3年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

6番：遠藤 茂 16番：信定 知福

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会

第122回総会を開会します。(あいさつ)

議長 議事録署名委員を指名します。6番 遠藤 茂 委員、

16番 信定 知福 委員 にお願ひします。

議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

三浦係長 議案の訂正があります。別紙議案 申請等(7)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)の43ページ135番について、利用権設定の終期を令和6年5月10日から令和16年5月10日に訂正ください。

3月の諮問案件について報告します。中中央地区日吉町の老人デイサービスセンター等及び北吉備地区撫川の障害福祉事業施設等及び箕島の露天駐車場のそれぞれ転用目的とする5条申請3件については、3月29日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申があり、箕島の案件は既に交付、残りの2件については他法令の許可後、許可書を交付する予定です。以上です。

議長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

三浦係長 1ページ1番、受人は芳賀に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は佐山に居住し、72アールの農地を耕作する農業者で、増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、いずれも問題ありません。また、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3 番、受人は玉柏に居住し、35 アールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番、受人は一宮に居住し、約 1.1 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により檜津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5 番、受人は芳賀に居住し、約 3.4 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6 番、受人は富吉に居住し、83 アールの農地を耕作する農業者で、増反により富吉の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積 20 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7 番、受人は菅野に居住し、約 9 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により富吉の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積 20 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8 番、受人は尾上に居住し、約 1.3 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9 番、受人は玉柏に居住し、約 7.3 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、

増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 2ページ10番、受人は新庄下に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は大崎に居住し、世帯で約53アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は加茂に居住し、約33アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により加茂の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、受人は日近に居住し、世帯で約24アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により日近の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可

要件をすべて満たしていると考えます。

前回保留の14番は、令和3年4月2日付けで取り下げとなっています。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、取下げを除く10番から13番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 2ページ15番、受人は北区大井に居住していますが、この度新規農により、御津宇垣の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は御津草生に居住し、世帯で約43アールの農地を耕作する農業者で、増反により御津草生の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、15番と16番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 17番、受人は小串に居住し、世帯で約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により小串の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件を

すべて満たしていると考えます。

18番、受人は郡に居住し、世帯で約48アールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により郡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

<久山委員 退室>

19番、受人は妹尾崎に居住し、世帯で約4.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は妹尾崎に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

前回保留21番、受人に非耕作地があるため、保留とした案件です。

受人は小串に居住し、世帯で約67アールの農地を耕作する農業者で、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がなく、下限面積20アールを超えていますが、非耕作地があったため、追加資料として事情説明書が提出され、現地確認後、協議の結果、協議会では許可意見としております。

22番、受人は迫川に居住し、世帯で約88アールの農地を耕作する農業者で、増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

賀門委員 南区協議会で17番から22番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見

です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、取下げの１件を除く、中・中央地区１番から南区２番までの２１件、全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

<久山委員 入室>

議長 次に申請等（２）農地法第３条の規定に基づく許可申請について、地上権の設定ですが、これらは申請等（３）４条及び申請等（４）５条と同時申請であり、相互に関連がありますので、それぞれの５条申請の審査の時に同時に審議します。

次に申請等（３）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 ５ページ１番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は撫川に居住し、１８６アールの農地を耕作する農業者ですが、農地改良工事を行い、温室ハウスを２棟設置してイチゴを栽培するものです。農地改良期間は、令和３年５月１日から令和３年７月３１日までです。なお、申請地の一部については、令和３年２月１７日付で農地改良届出済みであり、工事も完了しています。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地改良のための一時転用でもあり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、転用目的は再生可能エネルギー、太陽光発電所です。申請人は足守に居住し、約３７アールの農地を管理しています。申請地を相続により取得しましたが、高齢のため耕作や管理が困難になり、また、イノシシによる被害も発生したため、土地の有効活用を検討した結果、太陽光発電所を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和2年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和50年に設立され、資産総額18億円余で、北区粟井に主たる事務所を置く社会福祉法人です。当該法人の所在地を通るバス路線が廃止され、最寄りのJR駅から距離があり、交通手段が自家用車のみとなりました。そのため、職員が利用する駐車場を確保する必要が生じ、法人所在地に隣接した自己所有地である申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の案件3件ですが、(2)の3条申請と同様に、5条申請の審議のときに同時にご審議いただきます。

それでは申請等(3)については、北・吉備地区1番から3番までの3件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(4)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 7ページ1番、転用目的は自己住宅です。申請人らは北区田中の官舎に申請人ら2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、現居住地及び申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上

も問題ないと考えます。

2番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、平成23年に設立され、資本金200万円で北区栢谷に本店を置き、宿泊施設の経営を主な事業とする法人の代表取締役を務めています。当該法人の既存事業所の改装に伴い従業者が利用する会議室がなくなることから、当該法人の本店所在地である申請人の自宅で会議を行うため、申請人の自宅に隣接する申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、津高地域センターから半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。申請人は赤磐市の借家に妻と子ども2人の4人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、津高地域センターから半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的を露天資材置場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は平成11年に設立され、資本金500万円で北区大窪に本店を置き、地質調査業を主な事業としています。

申請人は、令和2年12月に南区藤田から現本店所在地に本店を移転しましたが、旧本店敷地が令和3年5月末で利用できなくなり、旧本店敷地内の露天資材置場の代替え地を新たに確保する必要があることから、現本店から約300mに位置する申請地に賃貸借権を設定し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和3年4月15日付けで取り下げとなっています。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、取り下げの5番を除く、1番から4番までの4件に

ついて協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 6番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、平成元年に設立され、資本金1000万円で、総社市総社一丁目に本店を置き、不動産の所有・管理を主な事業とする法人です。

申請地は、平成30年1月18日付けで、農地法4条申請により借主を個人事業主として一時転用許可を受け、貸露天資材置場として転用許可を受け、使用していました。本来であれば、令和3年1月までに永久転用申請がなされるべきところでしたが、申請を目前にして使用者から賃貸借契約を解除したい旨の申し出がありました。契約解除に伴い農地へ原形復旧する必要がありました

が、申請地から約120メートルの位置に足守支店を有するから、駐車場として売却して欲しいと申請譲渡人に対し申し入れがありました。今回、所有者と新たな受人により、農地法5条申請、所有権移転を行い、引き続き露天駐車場として利用しようとするものです。申請地の隣接地も平成29年1月に受人を、転用目的を露天駐車場として農地法5条許可を受けており、今回の申請地と一体的に利用する予定です。なお、今回の申請における受人は、の子会社で親会社の不動産管理を担う法人となります。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、6番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 7番、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。申請人は御津紙工で、

宮大工として生計を立てていますが、このたび、御津新庄の空き家住宅に転居することになり、転居先に近く便利の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場及び露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、自宅から近接しており他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、7番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 8番、令和2年8月締めで農振除外申出があり除外相当で協議済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区玉柏の県公舎に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の父の所有地であり、将来的に農業を引き継ぐことができる申請地に使用貸借権を設定し、分家の自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、令和2年8月締めで農振除外申出があり除外相当で協議済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区辰巳の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の祖母の所有地であり、実家に隣接し、両親と協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上

も問題ないと考えます。

10番、令和2年8月締めで農振除外申出があり除外相当で協議済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は藤田の実家に家族8人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の父の所有地であり、実家に隣接し、将来的に農業を引き継ぐことができる申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き父母等が居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は自己住宅です。申請人は曾根の妻の実家に家族7人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫の勤務地や夫婦の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き妻の父母等が居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区伊福町一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備中箕島駅から半径300メートル内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から15番は後ほど審議いただきます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、8番から12番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは申請等（４）については、中・中央地区１番から南区
１２番までの１２件のうち、取り下げの５番を除く１１件を許可と決
定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは、そのように決定いたします。
次に５条申請１３番と、同時申請の（２）の１番、（３）の４番か
ら６番について、審議します。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 ９ページ５条申請１３番と、同時申請の４ページ３条申請（地上権の設定）
１番、５ページ４条申請４番５番、６ページ６番、について、一括して説明し
ます。

「営農継続型太陽光発電設備等について」をご覧ください。営農継続型太陽
光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用
の対象となります。一時転用期間は３年間です。また、一時転用許可に当たり、
営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。
許可後は年に１回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義
務があります。３年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに３年間
の一時転用許可を取る必要があります。

４条申請６番、５条申請１３番の申請地は農用地区域内の農地であり、転用
目的は営農型太陽光発電設備で、一時転用です。一時転用期間は許可日から３
年間です。４条申請の申請人は農業経営を始めるに当たり、収益性の確保と本
格的な農業の基盤作りのため、所有している申請地で太陽光発電と原木シタケ
のソーラーシェアリングを行おうとするものです。また、４条申請の申請地
に隣接している妹の所有地でも太陽光発電と原木シタケのソーラーシェアリ
ングを行うため、５条申請において使用貸借権を設定します。また、妹の所有
地では太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、５ページ３条申請１番に
おいて受人が営農型太陽光発電設備設置のための地上権設定を行うものです。

営農継続型太陽光発電施設への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパ
ネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加え
て適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があります。計画している作物を
栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるか
を示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画

書」等の添付が必要で、「知見を有する者からの意見書」は、日本きのこセンターからによるもので、シイタケ菌は高温に弱く直射日光を遮り通風をよくする必要があるため太陽光パネル下部での栽培は問題なく、4年間で生シイタケ1キログラム程度の生産量は妥当な数字であり、生産量の安定性を高めるため散水等の施設整備が必要である、という内容です。

また、4条申請4番5番は同じ申請地で、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請地を農地改良し、太陽光発電と原木シイタケのソーラーシェアリングを行おうとするものです。農地改良期間は許可日から6カ月です。

前回は営農計画書にシイタケ原木の調達や5年目の原木交換についての記述がなく、年間スケジュールの詳細が不明であったこと、また収量等の数値にも疑義があったことから保留となっていました。

申請人からの追加資料や資料訂正を受けて、協議した結果、協議会では許可意見としております。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、5条申請13番と、同時申請の3条申請（地上権の設定）1番、4条申請4番5番6番、について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）13番、及び申請等（2）3条申請1番、申請等（3）の4番から6番については、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。なお申請等（3）の4番と5番は面積が3000平方メートルを超えていますので、4月28日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に5条申請14番、15番と、同時申請の（2）2番、3番について、審議します。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 9 ページ 5 条申請 1 4 番 1 5 番と 4 ページ 3 条申請（地上権の設定） 2 番 3 番について、一括して説明します。

申請地はいずれも農用区域内の農地で、転用目的はいずれも営農型太陽光発電設備で全て一時転用です。一時転用期間は許可日から 3 年間です。

3 条申請は、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、営農型太陽光発電設備については受人が営農型太陽光発電設備設置のための 3 条地上権設定を行うものです。

農業経営を安定させ継続していくために、収益性の確保と将来を見据えた事業展開として、営農している申請地で太陽光発電と水稻のソーラーシェアリングを行おうとするものです。

営農継続型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要で、「知見を有する者からの意見書」は、ノウチエナジーによるもので、水稻については全量の日照は必要なく栽培に支障ない範囲での遮光であれば問題なく生育する。岡山県倉敷市、岐阜県美濃加茂市の水稻の事例からも品質・収量に問題ない、という内容です。その他、支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型発電設備の設置の基準も満たすものと考えられます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、5 条申請 1 4 番、1 5 番と、同時申請の 3 条申請（地上権の設定） 2 番、3 番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4） 1 4 番、1 5 番、及び申請等（2） 3 条申請 2 番、3 番については、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（５）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 １０ページ１番と２番は、同じ地域ですので併せて説明します。１番と２番の変更後の転用目的はいずれも自己住宅です。

１番は令和２年９月３０日付で自己住宅を目的に許可となった案件で、当初転用者が自己住宅の建築を遂行することができなくなったことから、承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、南区福田の借家に妻と子ども２人の４人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現居住を退去し、実家への帰省に際し交通至便なインターチェンジに近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２番は令和２年９月２３日付で自己住宅を目的に許可となった案件で、当初転用者が自己住宅の建築を遂行することができなくなったことから、承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、中島田一丁目の社宅に妻と２人で生活していますが、妻が妊娠中であり、今後、家財道具が増え手狭になることから現住居を退去し、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、１番２番の２件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（５）については、中・中央地区の２件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に別紙議案の、岡山市農用

地利用集積計画の決定について、申請等（６）所有権の移転、申請等（７）利用権の設定、申請等（８）利用権の設定及び転貸、申請等（９）利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 本年２月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（６）所有権の移転は、１ページ中・中央地区１番、２番の２件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への移転です。

次に、（７）利用権の設定は、２ページ中・中央地区１番から７６ページ南区４１８番まで、（８）利用権の設定及び転貸は、７７ページ中・中央地区１番から８９ページ南区３３番まで、（９）利用権の移転は、９０ページ南区１番と２番です。

（７）から（９）までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区の集計となっています。第一農業委員会の集計は、２ページに記載がありますが、件数は全体で６７４件、その内訳は、新規１７１件、更新５０３件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が３，０１８，８２６．３０㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が１５，０６７．００㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が２９０，６４７．６１㎡となっています。

なお、別紙議案申請等（８）利用権の設定及び転貸については、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）から（９）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等（１０）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務

局から説明をお願いします。

三浦係長 1 1 ページ中・中央地区 1 番から 1 6 ページ南区 2 2 番までの 2 2 件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、相続による所有権の取得が 2 1 件、賃借権の取得が 1 件です。あっせん希望は、いずれもなく、各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等（10）の 2 2 件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告（1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届については、1 7 ページ 1 番から 6 番までの 6 件です。転用目的は、自己住宅 2 件、貸露天駐車場等が 3 件、用悪水路 1 件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届については、1 8 ページ 1 番から 2 0 ページ 1 7 番までの 1 7 件です。転用目的は、建売住宅 1 件、自己住宅 5 件、分譲住宅地等 6 件、道路拡幅及び住宅敷地拡張 1 件、共同住宅 1 件、介護施設 1 件、露天駐車場 1 件、露天資材置場 1 件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知については、2 1 ページ 1 番から 2 3 ページ 1 6 番までの 1 6 件で、解約理由は、耕作目的で 1 3 件、転用目的で 3 件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届については、2 4 ページ 1 番の 1 件で、内容は、鶏舎です。

最後に、報告（5）農地改良届については、2 5 ページ 1 番から 4 番までの 4 件で、内容は、普通野菜畑 1 件、果樹園 2 件、育苗圃 1 件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 ありません。

議長 以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （第 2 号議案について説明）

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありま

すか。

事務局 次回総会予定（5月18日（火）勤労者福祉センター会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時17分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員